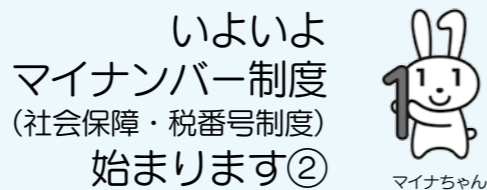
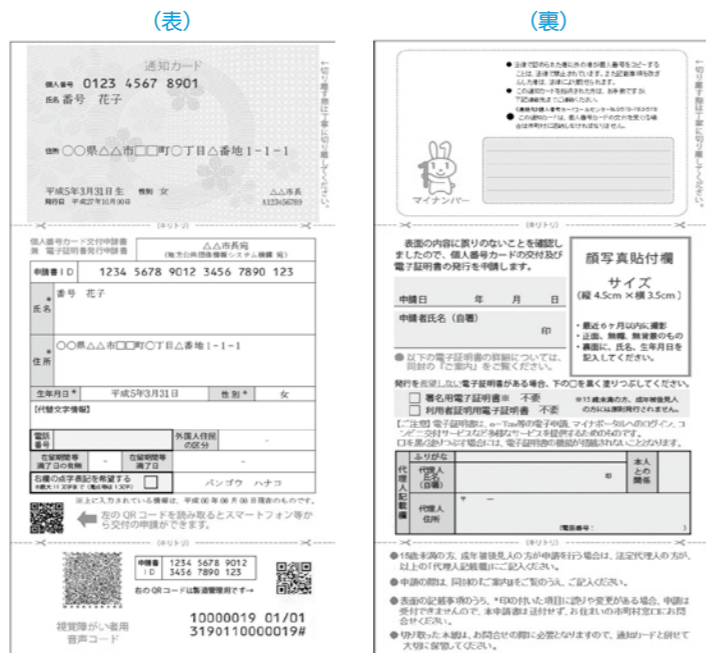


「通知カード」が住民票に記載されている住所に送付されます。

マイナンバー制度の導入により、平成 27 年 10 月から住民票を有する人に、1 人ひとり異なる個人番号(マイナンバー)が指定され、地方公共団体情報システム機構(総務省の関係団体)から世帯ごとにまとめて「通知カード」「個人番号カード交付申請書」等が転送不要の簡易書留で郵送されます。
※原則として、一度指定された個人番号は変更することができません



送付される「通知カード」及び「個人番号カード交付申請書」(イメージ)



通知カード

- ◆一人ひとり異なる個人番号をお知らせする紙製のカードです。
◆数字 12 桁の個人番号、基本 4 情報(氏名・住所・生年月日・性別)が記載されています。
◆社会保障・税や個人番号カードの交付等の手続きの際に必要となります。

【注意事項】

- ◆確実にお受け取りいただくため、住民票に登録されている住所が現住所と異なる人は、速やかに住所変更の手続きをお願い致します。
◆紛失等しないよう大切に保管ください。※紛失等による再交付の場合は手数料が必要
◆記載の内容に変更が伴う住所変更(転居、転入、婚姻届等)などの手続きの際には忘れずお持ちください。

やむを得ない理由により、住所地において「通知カード」の送付を受け取れない人へ

現在お住まいの場所(居所)に通知カード等を送付するには、住所地の市区町村にて居所情報登録申請手続きが必要となります。該当する人は内容を確認させていただきますので、まずお問い合わせください。詳細についても併せて説明させていただきます。

登録できる対象者

- ①東日本大震災により被災し、住所地以外の場所へ避難している人
②DV等被害者であり、住所地以外の場所へ移動している人
③長期にわたって施設等に人所等することが見込まれ、かつ、人所等期間中は住所地に誰も居住していない人

申請を行うことができる人 登録対象者並びにその法定代理人

申請に必要なもの

- ①通知カードの送付先に係る居所情報登録申請書(申請書は市民課にあります) ※個人単位で必要
②申請者の本人確認書類
③居所に居住することを証する書類
④印鑑
⑤法定代理人が申請する場合は、法定代理人である資格を証明する書類、法定代理人の本人確認書類・印鑑

提出先及び期限 住所地の市区町村「通知カード担当課」※南あわじ市については市民課戸籍係 9月25日(金) 必着
圏市民課戸籍係 ☎ 43-5212

マイナンバーのお問合せ

コールセンター 0570-20-0178
【全国共通ナビダイヤル】9:30 ~ 17:30
※土日祝日・年末年始除く

※ナビダイヤルは通話料がかかります
※外国語対応は 0570-20-0291
※国や市役所等から電話で個人情報の照会をする
ことはありませんので不審な電話にご注意ください

臨時福祉給付金の申請受付開始

◆支給対象者

基準日(平成 27 年 1 月 1 日)において市内に住居登録されている人で、平成 27 年度分の市県民税(均等割)が課税されていない人
※下記①または②に該当する人は対象外。
①市県民税(均等割)が課税されている人の扶養(事業専従者含む)である場合。
②生活保護制度の被保護者である場合など。
※対象と考える人には、8月末に申請書を発送させていただきますのでご確認ください。

◆支給額 1人につき 6,000 円

◆申請受付

下記の地区割り申請受付を実施します。できるだけこの期間で申請してください。
※下記以外でも、翌年 3 月 1 日(火)『土・日・祝日は除く』まで申請は受け付けています。
受付場所: 市役所福祉課及び沼島出張所
受付時間: 午前 9 時 ~ 午後 5 時

◆必要添付書類等

●申請者の身元確認書類またはその写し(運転免許証、健康保険証等)、●給付金振込口座(申請者名義)の確認書類またはその写し(通帳、キャッシュカード等)、●印鑑
●支給対象者が市外の人の被扶養者の場合は扶養者の非課税証明書等の写し など
※上記の書類は添付不要となる場合もありますが、確認の為に持参下さい。

◆郵送の場合の提出先

〒 656-0492 南あわじ市市善光寺 22 番地 1
南あわじ市役所福祉部福祉課生活福祉係

(注) 支給審査また税の修正申告等の理由により、支給要件を満たさない場合は、給付金が支払われない場合や支給後であっても返還していただく場合があります。
(注) 前年中の所得が未申告の場合は、申告書等所得確認書類を提出後に給付金の支給対象を判断させていただきます。

Table with 3 columns: 日程, 対象地域, 受付場所・時間. Lists dates from 9/5 to 9/20 and corresponding regions and office hours.

今月の納税

固定資産税.....【3期】

国民健康保険税.....【3期】

納期限 9月30日(水)

《納期限内に忘れず納付しましょう》

◆便利な口座振替をご利用ください!

一口座振替のメリット
安心...お金を持ち歩く必要がないので安心です。
便利...納期ごとに金融機関や市役所の窓口等に行く必要がなく便利です。
確実...指定口座から自動的に払い込まれるので、納め忘れがなく確実です。

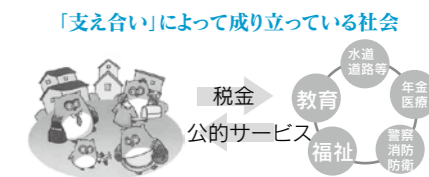
★申し込み手続きは、とても簡単!

口座振替の依頼書は、市内の各金融機関及び市役所税務課にありますので、預貯金通帳と届出印を持参の上、手続きをしてください。

税は「社会の会費」です

年金、医療など社会保障・福祉や、水道、道路などの社会資本整備、教育や警察、消防、防衛といった公的サービスは、私たちの暮らしに欠かせないものですが、その提供には費用がかかります。

税は、このような公共サービスの費用を賄うものですが、みんなが互いに支えあい、共によりよい社会を作っていくため、この費用を広く公平に分かち合うことが必要です。まさに、税は「社会の会費」です。



公的サービスを賄うのに十分かつ安定した税が必要

税は、公的サービスを賄うに十分な量を安定的に確保することが必要です。納税されないと、市の財政を圧迫し、住民サービスに支障をきたすことになります。納期限内の納税にご協力ください。

圏税務課 ☎ 43-5213